

窓口受付について

申請・交付受付時間（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。）

令和7年4月1日～

県庁窓口	申請	月曜日～金曜日	8:45～17:15
	交付	月曜日～木曜日	8:45～18:00
		金曜日	8:45～17:15

県分室（弘前を除く）	月曜日～金曜日	9:30～17:00
県弘前分室・弘前市窓口	月曜日～金曜日	8:30～17:15
その他市町村窓口	月曜日～金曜日	8:15～17:00

申請について

1. 代理提出する場合

- 申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」欄を記入してください。（子の代理で法定代理人が提出する場合は不要）
 - 申請者本人にとって必要な書類一式のほか、代理提出する方（引受人）についても、本人確認書類（原本）が必要です。
 - 5人以上の団体で代理提出する場合、予め受付日時を予約してください。申請者名簿も必要です。
- ※ 旅券を紛失、焼失、損傷した方、刑罰等関係に該当の方、居所で申請する方は、代理提出はできません。

2. 未成年者（18歳未満の方）が申請する場合

- 申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者である父または母が自署してください。
- 親権者が遠隔地に在住し、申請書に署名できない場合は、親権者の署名がある「旅券申請同意書」（窓口及びH P に様式あり）を、郵送された封筒と併せて提出してください。

3. 有効な旅券を紛失した場合 代理提出はできません。

- 「紛失一般旅券等届出書」を提出してください。（写真1枚必要）
- 新規で申請する場合は、「紛失一般旅券等届出書」と「一般旅券発給申請書」を提出してください。

4. 旅券を申請したが、受領しなかった場合 代理提出はできません。

- 令和5年3月27日以降に旅券を申請し、発行後6ヶ月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が通常より高くなります。

5. 旅券の有効期間内に申請する場合（切替申請：残りの有効期間は切り捨てられ、旅券番号が変わります。）

- ※ 次のいずれかの場合は新しい旅券に切替申請することができます。
- 有効期間が1年未満の場合
- 旅券を損傷した場合
- 氏名、本籍地の県名などに変更があった場合（残存有効期間同一旅券の申請もできます。）
- 査証欄に余白が少なくなった場合（残存有効期間同一旅券の申請もできます。）

受け取りについて

1. 交付予定日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。）

県庁窓口	窓口申請 7日目以降	申請日から土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
その他窓口	窓口申請 11日目以降	（交付予定日は令和7年3月24日以降に申請受理された方の日数です。）

2. 旅券の受け取りは年齢に関係なく必ず旅券名義人本人です。代理人の受け取りはできません。

3. 受け取りに必要なもの

- 旅券受領証
- 手数料（右表のとおり）
- ※ 料金表は令和7年3月24日以降に申請受理された方の料金です。

旅券の種類	窓口申請手数料（収入印紙＋青森県証紙）	オンライン申請手数料（収入印紙＋青森県証紙）又はクレジットカード納付（参考）
10 年	16,300円（14,000円＋2,300円）	15,900円（14,000円＋1,900円）
5 年（12歳以上）	11,300円（ 9,000円＋2,300円）	10,900円（ 9,000円＋1,900円）
5 年（12歳未満）	6,300円（ 4,000円＋2,300円）	5,900円（ 4,000円＋1,900円）
残存有効期間同一旅券（記載事項変更または査証欄余白なし）	6,300円（ 4,000円＋2,300円）	5,900円（ 4,000円＋1,900円）

青森県旅券窓口のご案内

- 青森県庁パスポート窓口
- 弘前分室
- 八戸分室
- 五所川原分室
- 十和田分室
- むつ分室

- 青森市長島一丁目1－1（県庁北棟1階） TEL 017-777-4499
- 弘前市駅前町9－20（HIRORO3階） TEL 0172-34-6009
- 八戸市尻内町字鴨田7（県合同庁舎内） TEL 0178-27-0692
- 五所川原市字栄町10（県合同庁舎内） TEL 0173-33-4622
- 十和田市西十二番町20－12（県合同庁舎内） TEL 0176-23-3838
- むつ市中央一丁目1－8（県合同庁舎内） TEL 0175-22-3945



○市町パスポート窓口 ※下記の市町に住所または居所のある方が対象

弘前市総合行政窓口	弘前市駅前町9－20	HIRORO3階	TEL 0172-34-6009	8:30～17:15
八戸市市民課	八戸市内丸1－1－1	八戸市庁内	TEL 0178-43-9192	8:15～17:00
三沢市市民課	三沢市桜町1－1－38	三沢市役所内	TEL 0176-53-5111（内235）	8:15～17:00
平川市市民課	平川市柏木町藤山25－6	平川市役所内	TEL 0172-55-5309	8:15～17:00
田子町住民課	三戸郡田子町田子字天神堂平81	田子町役場内	TEL 0179-20-7113	8:15～17:00

旅券（パスポート）申請のごあんない

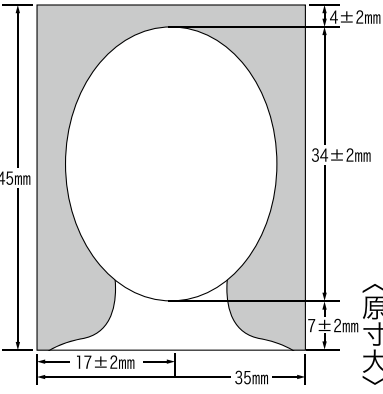
〈窓口申請による場合〉

▲青森県で申請できるのは、県内に住民登録をしている方です。

▲県内に住民登録をしていない方が、居所で申請を希望する場合は旅券窓口にご相談ください。

▲このリーフレットは窓口申請の手続きについて記載しています。オンライン申請の手続きにつきましては県等のホームページをご覧ください。

申請に必要な書類

1. 一般旅券発給申請書 …… 1 通	・ 申請書は10年旅券用と5年旅券用の2種類で、各旅券窓口と県内の各市町村役場住民課等にあります。 ・ 18歳未満の方は、5年旅券のみの申請になります。
2. 戸籍謄本（全部事項証明書） …… 1 通 （発行日から6ヶ月以内のもの 市町村役場で発行します。 広域交付によるものも可。）	・ 有効な旅券を持っている場合で、氏名や本籍地の都道府県名などに変更がなければ、提出を省略できます。（氏名に別名併記を希望する方は省略できません。） ・ 氏名や本籍地の県名などに変更があった場合、変更前・後の内容が確認できるもの。 ・ 同一戸籍の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通とすることができます。 ・ 2枚以上になっているものを本人分のみ切り離したものは無効です。
3. 写 真 …… 1 枚 （撮影日から6ヶ月以内のもの） 	・ 正面向き、無帽、無背景、目の周辺を隠していないもの。縁無しで左記の寸法を満たすもの。規格外の写真は受付できません。鮮明な写真をご用意ください。 ・ より正確な本人確認のため、眼鏡を外した顔写真をおすすめします。 ・ 背景は白色をおすすめします。 ※パスポート写真として不適当な例（撮り直しが必要となる場合があります。） ●画質が不鮮明なもの。顔や背景に影のあるもの。変色、汚れ、キズのあるもの。 ●眼鏡のレンズに光が反射しているものや、色付きレンズの眼鏡を着用したもの。 ●髪や眼鏡のフレームが目にかかっているもの。 ●フラッシュなどにより瞳が赤く写ったもの。 ●カラーコンタクトや瞳のフチを広げるコンタクトを装着したもの。 ●ヘアバンドなどで頭部が隠れていたり、衣服や装飾品で顔の一部が隠れているもの。髪が顔の輪郭を隠しているもの。 ●口角が上がるなどにより実際の容姿と著しく異なるもの。 ●人物と背景の境界が不明瞭なもの。（頭髪や衣服の色と背景が同色系で輪郭が見分けにくいなど） ●背景の色が濃いもの。背景が柄模様であったり、異物が写り込んでいるもの。 ●美白処理や画像処理をほどこしたもの。
4. 本人確認書類 （原本で有効なもの。コピー不可） ※氏名・生年月日・性別・ふりがな・住所等が、申請書の記載内容と一致しているものに限ります。 ※代理提出する場合は、申請者本人と代理提出する方（引受人）両方の「本人確認書類」が必要です。 ※小学生以下の方で、右記が用意できない場合は、本人の保険証と親権者の本人確認書類をお持ちください。	① 次のものから1つ提示してください。 日本国旅券（失効後6ヶ月以内のものを含む）、運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅建取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、写真付き官公庁職員身分証明書、写真付き住民基本台帳カード、写真付き身体障害者手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付） ② ①を提示できない場合は（A＋B）、（A＋A´）、（AのA～ウの組合せで2点）の組合せで2つ提示してください。 A ア 資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、共済組合、後期高齢者医療） イ 介護保険証 エ 年金手帳（証書）（国民年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金・厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金証書又は恩給証書） ウ 印鑑登録証明書と登録印鑑 A´ 生活保護受給者証明書、本人確認証（中国残留邦人等）、源泉徴収票（最近のもの）、納税証明書（又は所得証明書）、母子健康手帳（小学生まで） B 写真付き学生証又は生徒手帳、写真付き会社の身分証明書（生年月日記載のもの）、写真付き公の機関が発行した資格証明書、失効後6ヶ月以上経過した日本国旅券、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳、外国人登録証明書（法務大臣の定める期限まで）、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書（平成24年3月31日以前交付）
5. 前回取得した旅券 （失効している場合も窓口へお持ちください。）	・ 有効な旅券をお持ちの方は、有効旅券を提示しないと申請はできません。 ・ 前回旅券とは番号が変わり、有効旅券の残存期間は切り捨てとなります。
住民票について	・ 次のいずれかの場合には住民票（発行日から6ヶ月以内のもの）が必要です。 ※住民登録地が青森県外にあり、単身赴任者や学生等で青森県内に居所がある場合。 ※八戸市・三沢市・平川市及び田子町に所在する職場や学校に通勤・通学している方が、所在地の市役所または町役場旅券窓口で申請する場合。（ただし、住民登録地が青森県内の他の市町村の方に限ります。）

記入例

◎所持人自署欄について

そのままパスポートに転写されますので、**必ず申請者本人**が日本語かローマ字で署名してください。

(小学生等で漢字が書けない方はひらがなでも可)

※訂正はできません。

※渡航中、常に使用する署名です。

〈漢字の例〉

青森 次郎

〈ローマ字の例〉

Aomori Tiro

申請者が小学校入学前等で自署することが困難な場合は、法定代理人が代理署名してください。また、病気等で署名することが困難な場合は窓口にご相談ください。

〈例〉

青森 りんご

青森花子(母)代筆

Ringo Aomori

by H. Aomori (mother)

署名としてよくない例

✕ 枠からはみ出しているもの

青森次郎

✕ なぞっているもの

青森次郎

✕ インクが薄いもの、かすれているもの

青森次郎

✕ 文字が太いもの

青森次郎

必ず申請者本人がよく読んで、いずれかの□にレを記入してください。
「はい」に該当する方は別途手続きが必要です。県庁旅券グループへ必ず事前にご連絡ください。
(017-777-4499)
訂正は(※注1)参照。

- 申請書は機械で読みとります。折ったり、汚したりしないでください。
 - 黒又は青の濃いボールペンやインクで所定の枠内に正確に記入してください。(消えるペンは不可)
 - ※のある欄では該当する□枠内にレ印を記入してください。
 - 記入例は5年用ですが、10年用も同様です。
 - の箇所は必ず申請者本人が記入してください。やむを得ない事情がある場合は窓口へご相談ください。
 - 記入ミスした場合は、二本線で訂正してください。(修正液・修正テープは使用しないでください。)
- (※注1)・氏名のヨミカタ、「刑罰等関係」欄及び「引受人氏名」は申請者本人による訂正が必要です。
- ・「法定代理人署名」は法定代理人本人による訂正が必要です。

新規・切替 (18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用) 5年用

受理年月日	年 月 日	受 番 号																		
窓 口 記入欄	この枠内は記入しないでください															確認	1			
有効期間	5 子供		発行年月日					交付年月日					旅券番号							
			氏 名 (左詰めで記入) 姓 (戸籍に記載のとおり、かい書体で記入してください) 名 アエモリ ジロウ 青森 次郎 ヘボン式ローマ字 姓 A O M O R I 名 J I R O 活字体大文字で記入してください。(枠が足りない場合は、横に申し出てください) ヘボン式でない表記を旅券面に記載する場合は裏面の氏名欄もご記入ください。 性 別 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937																	

(別記第2号様式) **裏面も記入してください** 用紙の大きさはA4 

ヘボン式ローマ字の正しい記入例						
し SHI ふ FU しゃ SHA ちゃ CHA じゃ JA りゃ RYA						
ち CHI じ・ぢ JI しゅ SHU ちゅ CHU じゅ JU りゅ RYU						
っ TSU ず・づ ZU しょ SHO ちょ CHO じょ JO りょ RYO						
撥音 B・M・Pの前はNの代わりにMをおく。(例)なんばNAM <u>B</u> A じゅんべいJUM <u>P</u> EI						
促音 子音を重ねる。(例)はっとりHA <u>T</u> TORI						
長音 記入しない。(例)おたOTA ゆうこYUKO ようごYOKO						

- 外国姓の方等で非ヘボン式ローマ字表記または別名併記を希望する方は、綴り等の確認のための疎明資料が必要になりますので、事前にご相談ください。
- 特に希望する場合は、長音を含む氏名を「OH」等で表記できます。
(例) おおの「ONO」→「OHNO」(非ヘボン式)等

出発予定日 令和 7 年 8 月 8 日	※主要渡航先での滞在期間	☒ 3ヶ月未満 ☐ 3ヶ月以上
※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の ☐ に ☒ 印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。		
① ☐ 表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ② ☐ 旅券の二重発給を受けようとする場合		
渡航目的（具体的に） ②の場合は、二重発給を必要とする場合は、 この枠内は記入しないでください		
今回の渡航先（渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください）		
国名： 	コード： 	
旅券面の氏名表記（申請書表面のへボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字活字体大文字で記入してください（姓と名のどちらか一方の場合もあります）。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。）（別名併記の記入例：GAIMU(TANAKA)）		
(姓)	最大31字まで（別名を含む）	
(名)	最大31字まで（別名を含む）	
注：旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スペース合わせて37文字（別名併記を除く）までです。 記号（・、～など）や、数字（ⅡⅢなど）等は記入できません。但し、別名併記の（ ）は記入可。		
外務大臣殿 在 大使 総領事 殿 令和 7 年 3 月 24 日 （過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らずに失効した場合は、通常より高い手数料がかかります。） （申請者が未成年の場合は親権者や法定代理人等の法定代理人署名が、申請者が成年の場合は後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要です。署名は必ず本人の戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。なお、署名が困難な場合であっても、法定代理人でない者が記入する場合には、その者の氏名も記入してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。）		
法定代理人（親権者、後見人など）署名		
本人確認欄	(1点でよい書類) ☐ 日本国旅券 ☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 船員手帳 ☐ 海技免状 ☐ 雅銃等所持許 (2点必要な書類) ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 宅建取引士証 ☐ 電気工事士免状 ☐ 無線従事者免許証 ☐ 官公庁職員身分証明書 ☐ 身体障害者手帳	以下(2点必要な書類)の資格確認書
(2点必要な書類) ☐ 国民健康保険 ☐ 健康保険 ☐ 船員保険 ☐ 後期高齢者医療 ☐ 国民年金共済組合 ・私立学校教職員共済制度 その他 ☐ 介護保険証 ☐ 年金証書等 ☐ 印鑑登録証明書及び実印 ☐ その他写真付きの身分証明書		
この枠内は記入しないでください		
官公庁記載欄	☐ 本人 ☒ 非本人 ☐ 代理 ☒ 長音表記	
疎明資料名 () 理由 ()		

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。

令和 7 年 3 月 24 日	
引受人氏名 青森 愛子	申請者との関係 妻
引受人住所 青森市新町2丁目3-1	

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真等は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。

令和 7 年 3 月 24 日 連絡先電話番号 017(777)4499

生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 7 年 11 月 20 日

1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。

2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第 4 号様式)

○申請者が未成年又は成年被後見人の場合は法定代理人の署名が必要です。
訂正は(※注1)参照。

○裏面「申請について」の2をお読みください。

※申請者本人が記してください。

王は(※注1)参照。

提出する方（引受人）が記入してください。また、引受の本人確認書類も参してください。